

令和5年（行ウ）第312号 伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外4名

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

意見陳述書

令和5年11月6日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告 明日香 壽 川

私は、令和5年（行ウ）第312号伐採許可処分取消等請求事件の原告本人として、次のとおり意見を陳述します。

第1 気候変動対策に緊急の必要性があることについて

森林生態系は、樹木の生長に伴い二酸化炭素（CO₂）を吸収します。また、枯れ葉、枯れ枝、枯死木のすべてが、すぐに分解されて大気中に CO₂ として還るわけではなく、炭素を含んだ土壌有機物として土壌に蓄積します。そして、その CO₂ 吸収量は、樹木を伐採して、土壌をコンクリートなどで固化すればゼロとなります。無論、新規植林すれば CO₂ 吸収量は発生します。しかし、初期の CO₂ 吸収量は極めて小さく、既存の森林と同じような吸収量のレベルまで達するには、樹木の種類にもよるものの、数十年から数百年かかります。したがって、現在、パリ協定の目標を実現するためには、世界全体で 2030 年までに 50% 程度の CO₂ 排出削減が求められていて、先進国に対しては 100% 以上の CO₂ 排出削減が求められていることを考慮すれば、「新規植林面積・本数が伐採面積・本数を超えているから温暖化対策としては問題ない」というロジックは明らかに間違っており、言語道断です。

第2 気候変動を促す行為は人権侵害であることについて

気候変動問題に関する政府間パネル（IPCC）などによって気候変動の悪影響は人為の加害性という側面が認められた現在、人々が影響を受けないように国、地方自治体、企業、個人が配慮すべき義務を怠ることは、気候変動影響を人権問題として捉えることに十分な根拠となります。実際に、2015年以降、気候変動影響に関する人権問題を争点とする訴訟は世界的に増えています（コロンビア大学サビン気候変動と法センターの気候訴訟データベースによると2022年10月時点で130件）。また、内容も実体的権利と手続的権利の両方で被告が保護義務を怠っているとしており、本件もそれに当てはまります。そして、ご存じのように、オランダ、アメリカ、ドイツなどで原告が勝利、あるいは裁判所が原告の主張を認めている場合が多く見られています。すなわち、今、気候変動問題を人権侵害と認識せず、原決定にあるように「抽象的な内容にとどまるもの」（原決定4、5頁）として捉え、「社会通念として無視する」ことは、許されないばかりか、そのような判決を出したら国の恥になります。

環境裁判では、しばしば「被告は法律違反をしていない」という主張がなされます。より具体的に言えば、「被告の汚染物質の排出は環境基準を満たしており、手続的にも法規的な問題はない」という主張です。

しかし、実際に、過去の判例にも環境基準を重視しないものがあります。例えば、愛媛県北条市の清掃工場からの大気汚染が問題になった裁判（松山地決昭62年3月31日判タ653号178頁）では、汚染度の非常に低い地域にあつては、排出基準又は環境基準等に達しない程度の汚染であっても、それが与える悪い影響が受忍限度を超えると判定されることがあり得るとしました。また、学説としても「公法上の規制基準を遵守していても直ちに受忍限度内にある（違法性がない）とは言えない」（加藤一郎編『公害法の生成と展開』）があります。

気候訴訟においては、「被告の行為がもたらすCO₂排出は小さい」という議論もなされます。実際に、オランダやドイツの裁判でもそのような議論を被告は展開しま

した。本件においても、被告らは「伐採による CO₂ 排出は小さい」と主張しています。しかし、この「相対的には小さい」という議論は「他にもっと悪いことをしている人がいるから自分は悪くない」という議論と同じであり、実際にオランダやドイツの裁判所はこのような議論を退けています。さらに、日本大学の糸長名誉教授の計算によると、神宮外苑の再開発全体では 56.5 万トンの CO₂ が排出されます。ちなみに、新宿区が 1 年で排出する 250 万トンなので、決して小さい排出量ではありません。

以上、神宮外苑の再開発は、気候変動という側面だけでも、極めて大きな問題を孕むものです。

したがって、裁判所に対して、新宿区長の伐採許可の取消を求めます。

以上